

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日曜日に  
おき、翌  
日の翌日)

### ◇ 告 示

#### 目 次

- 国民健康保険法による療養取扱機関としての申出の受理があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
- 国民健康保険法第三十九条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの
- 鳥取県旅館業法施行条例による清純な施設環境を保持すべき施設の指定
- 解除予定の保安林
- 土地改良事業計画等の適否の決定
- 道路の位置の指定
- 昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四号の一部改正
- 昭和四十一年六月鳥取県告示第三百六号の一部改正
- 臨時教育委員会の招集
- 地方職員共済組合の役員の変動

### ◇ 雑 報

## 告 示

### 鳥取県告示第七百七十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
医療法人明和会 渡辺病院	鳥取市東町三丁目三〇七	昭和四十五年十月一日
足立産婦人科医院	倉吉市上井町二丁目一〇の七	十一月一日
上山整形外科医院	鳥取市湖山町中道 一一二六の七	十一月十六日

### 鳥取県告示第七百七十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理年月日
小田眼科醫院	鳥取市西町三一〇九	全国 (兵庫県は 申出済)	昭和四十五年八月一日
医療法人明和会 渡辺病院	東町三丁目 三〇七	全国	十月一日
足立産婦人科醫院	倉吉市上井町二丁目 一〇番七地	全国	十一月一日
上山整形外科醫院	鳥取市湖山町一四二四	全国	十一月十六日

鳥取県告示第七七十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登 録 の 年 月 日
鳥国医第一五五五号	江 口 茂 雄	昭和四十五年十月二十日
第一五五九号	蓮 尾 統 子	十一月十一日

鳥取県告示第七七十九号

鳥取県旅館業法施行条例（昭和三十三年十月鳥取県条例第四十三号）第

二条第一項第六号の規定に基づき、清純な施設環境を保持すべき施設として次の施設を指定する。

昭和四十五年十一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取砂丘こどもの国（鳥取市浜坂字柳茶屋千百五十七番一）

鳥取県告示第七百八十号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十五年十一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市浜坂字東浜一三九〇の一三九、岩美郡福部村大字湯山字高浜一六四の四四九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所並びに福部村役場に備え置いて縦覧供にする。）

鳥取県告示第七百八十一号

昭和四十五年十月二十二日付けで倉吉市三江百四十四番地美浦好信ほか五十九人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計画及

び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八條第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めためたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八條第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年十一月三十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第七百八十二号**

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十五年十一月十六日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十五年十一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市湯所町一丁目五一七清水 文夫	鳥取市桂木字内砂田二四五ノ一七	幅員 五・五〇 メートル
"	"	二四五ノ一の一 部
"	"	二四五ノ一六
"	"	二四五ノ一四の一 部
"	"	二四五ノ一三
"	"	二四五ノ一二
"	"	二四六ノ一
"	"	二四一ノ四三
"	"	二四一ノ一
"	"	延長 一四四・三〇 メートル

**鳥取県告示第七百八十三号**

昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四号（鳥取県収納代理金融機関の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和四十五年十一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「株式会社鳥取銀行御来屋支店 西伯郡名和町御来屋 株式会社山陰合同銀行御来屋支店」を削る。

**鳥取県告示第七百八十四号**

昭和四十一年六月鳥取県告示第三百六号（鳥取県指定代理金融機関の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和四十五年十一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「株式会社鳥取銀行山郷出張所 八頭郡智頭町大字中原 八頭郡のうち  
智頭町 収納及び支払事務」を削る。

### 教育委員会告示

#### 鳥取県教育委員会告示第二十三号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十五年十一月二十七日

鳥取県教育委員会委員長 小 田 大 吉

一日時 昭和四十五年十一月二十七日 午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町 県教育委員会委員室

三 議題 (1) 教職員人事について

(2) その他

### 雑 報

地方公務員等共済組合法 (昭和37年法律第152号) 第14条第4項の規定  
に基づき、役員の変更を次のとおり公告する。

昭和45年11月27日

地方職員共済組合理事長 松 島 五 郎

退任 理事長 藤 井 貞 夫 (昭和45年10月18日付)

就任 理事長 松 島 五 郎 (昭和45年10月19日付)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一冊一箇月三百円(送料を含む)】